

「石油ガス税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(液容量および液比重により重量を計算する場合の取扱い)</p> <p>第24条 令第4条《容量により計量されている課税石油ガスの重量の計算》 第1項第1号に規定する「液比重、当該液比重の測定の際の温度が明らか な場合」とは、少なくとも、その石油ガスの充てん場の貯蔵タンクに石油 ガスを受け入れた<u>都度</u>（以前からその貯蔵タンク内に石油ガスがあった 場合には混和した後）その石油ガスの液比重およびその比重測定の際の 温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとする。</p> <p>2 令第4条第1項第1号に規定する「容量により計量された際の温度が 明らかの場合」とは、原則として、容量により計量する<u>都度</u>その石油ガス の温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとし るが、これによることが困難な場合で、かつ、石油ガス税の保全上特に弊 害がないと認められるときに限り、容量により計量する日の正午におけ る石油ガスの貯蔵タンク内の石油ガスの温度をもって、上記の計量する <u>都度</u>の石油ガスの温度として取り扱っても妨げないものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 令第4条第1項第1号の計算方法による場合には、<u>日本産業規格（J I S K 2240</u>（液化石油ガス（L Pガス））の附属書 液化石油ガスの密度・ 質量・容積換算表）を用いるものとする。</p> <p>(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例)</p> <p>第37条の2 1～6 (同左)</p>	<p>(液容量および液比重により重量を計算する場合の取扱い)</p> <p>第24条 令第4条《容量により計量されている課税石油ガスの重量の計算》 第1項第1号に規定する「液比重、当該液比重の測定の際の温度が明らか な場合」とは、少なくとも、その石油ガスの充てん場の貯蔵タンクに石油 ガスを受け入れた<u>つど</u>（以前からその貯蔵タンク内に石油ガスがあった 場合には混和した後）その石油ガスの液比重およびその比重測定の際の 温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとする。</p> <p>2 令第4条第1項第1号に規定する「容量により計量された際の温度が 明らかの場合」とは、原則として、容量により計量する<u>つど</u>その石油ガス の温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとし るが、これによることが困難な場合で、かつ、石油ガス税の保全上特に弊 害がないと認められるときに限り、容量により計量する日の正午におけ る石油ガスの貯蔵タンク内の石油ガスの温度をもって、上記の計量する <u>つど</u>の石油ガスの温度として取り扱っても妨げないものとする。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 令第4条第1項第1号の計算方法による場合には、<u>日本工業規格（J I S K 2240</u>（液化石油ガス（L Pガス））の附属書 液化石油ガスの密度・ 質量・容積換算表）を用いるものとする。</p> <p>(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例)</p> <p>第37条の2 1～6 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>7</u> 法第12条の2第4項に規定する「石油ガス税の保全上不適當と認められる事情が生じたとき」については、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p><u>6</u> 法第12条の2第4項に規定する「石油ガス税の保全上不適當と認められる事情が生じたとき」については、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>